

JIS

可搬形電動工具の安全性－ 第 2-11 部：マイタベンチソーの 個別要求事項

JIS C 9029-2-11 : 2006

(IEC 61029-2-11 : 2001)

(JEMA/JSA)

平成 18 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業会議
	伊 藤 文 一	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	能 見 和 司	電気事業連合会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	高 山 芳 郎	社団法人日本電線工業会
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社 管球照明社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	長 岡 正 伸	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
	村 岡 泰 夫	社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.4.20

官 報 公 示：平成 18.4.20

原 案 作 成 者：社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

可搬形電動工具の安全性－ 第 2-11 部：マイタベンチソーの 個別要求事項

正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	2.101	回転するのこぎり刃で、…。これには、フェンスに押し付けて手で送る工作物を、…。	回転するのこぎり刃で、…。これには、マイタ操作中にフェンスに押し付けて工作物を、…。
	7.13	－ 工作物をのこぎり刃から送り出すには、…。 － ベンチモードにおいて、溝穴を付ける…。	－ ベンチソー操作において、工作物をのこぎり刃から送り出すには、…。 － ベンチ操作において、溝穴を付ける…。
	18.1.101.1	いずれの場合にも、可動ガードは、…、手で持ち上げることができないようにする阻止機構をもたなければならない。	いずれの場合にも、可動ガードは、…、ガードが手で持ち上げることができてはならない。
	18.1.101.2	a) 切断する工作物が、のこぎり刃の方向へ進むにつれて工作物と接触することによって開く。	a) のこぎり刃の方向へ進む、切断される工作物と接触することによって開く。これは、ガードの基台の送り装置で導くことによって達成される。
	18.1.102	テーブルののこぎり刃用の溝は、…、木材又はアルミニウムなどの軟材製の交換可能なインサートでなければならない。	テーブルののこぎり刃用の溝は、…、木材又はアルミニウムなどの軟材製でなければならない。
	18.1.102.1	フェンスは、…。また、高さが最大切込み深さの…。	フェンスは、…。また、マイタモードにおいて、高さが最大切込み深さの…。
	18.1.102.2	ベンチモードにおいて、…固定される設計でなければならない。	ベンチモードにおいて、…固定される設計でなければならない。 適否は、測定によって判定する。

平成 19 年 1 月 5 日作成

白 紙

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電機工業会(JEMA)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、IEC 61029-2-11:2001, Safety of transportable motor-operated electric tools—Part 2-11: Particular requirements for mitre-bench saws を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS C 9029 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 9029-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 9029-2-1 第 2-1 部：丸のこ盤の個別要求事項

JIS C 9029-2-2 第 2-2 部：ラジアルアームソーの個別要求事項

JIS C 9029-2-3 第 2-3 部：かんな盤及び一面かんな盤の個別要求事項

JIS C 9029-2-4 第 2-4 部：卓上グラインダの個別要求事項

JIS C 9029-2-5 第 2-5 部：帯のこ盤の個別要求事項

JIS C 9029-2-6 第 2-6 部：給水式ダイヤモンドドリルの個別要求事項

JIS C 9029-2-7 第 2-7 部：給水式ダイヤモンドソーの個別要求事項

JIS C 9029-2-8 第 2-8 部：単軸立面取り盤の個別要求事項

JIS C 9029-2-9 第 2-9 部：マイタソーの個別要求事項

JIS C 9029-2-10 第 2-10 部：切断機の個別要求事項

JIS C 9029-2-11 第 2-11 部：マイタベンチソーの個別要求事項

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
1A. 引用規格	1
2. 定義	1
3. 一般要求事項	2
4. 試験に関する共通条件	2
5. 定格	2
6. 分類	2
7. 表示	2
8. 感電に対する保護	3
9. 始動	3
10. 入力及び電流	3
11. 温度上昇	3
12. 漏えい電流	3
13. 無線及びテレビ妨害抑制	3
14. 異物侵入に対する保護及び耐湿性	3
15. 絶縁抵抗及び耐電圧	3
16. 耐久性	3
17. 異常運転	3
18. 安定性及び機械的危険	3
19. 機械的強度	6
20. 構造	6
21. 内部配線	6
22. 部品	6
23. 電源接続並びに外部可とうケーブル及びコード	6
24. 外部導体用端子	6
25. 接地接続	6
26. ねじ及び接続	7
27. 沿面距離, 空間距離及び通し絶縁物距離	7
28. 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性	7
29. 耐腐食性	7
30. 放射線	7
附属書	13
解 説	14

可搬形電動工具の安全性－

第 2-11 部：マイタベンチソーの個別要求事項

Safety of transportable motor-operated electric tools－ Part 2-11: Particular requirements for mitre-bench saws

序文 この規格は、2001 年に第 1 版として発行された IEC 61029-2-11, Safety of transportable motor-operated electric tools－Part 2-11: Particular requirements for mitre-bench saws を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格であり、JIS C 9029-1:2006（可搬形電動工具の安全性－第 1 部：一般要求事項）と併読する規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格の内容を補ったものであるが、技術的内容を変更するものではない。

備考 マイタベンチソーはこの規格以外に、労働安全衛生法第 42 条の規程に基づき、木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格（昭和 47 年労働省告示第 86 号）の適用も考慮する必要がある。

1. 適用範囲 この規格の適用範囲は、JIS C 9029-1 の 1.1 によるほか、次による。

1.1 JIS C 9029-1 の 1.1 による。ただし、第 1 段落は、この規格による。

この規格は、2.101 に規定する、のこぎり刃直径が 350 mm 以下の、アルミニウムなどの非鉄金属、木材、これに類する材料を切削するように意図された可搬形マイタベンチソーに適用する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

IEC 61029-2-11:2001, Safety of transportable motor-operated electric tools－Part 2-11: Particular requirements for mitre-bench saws (IDT)

1A. 引用規格 JIS C 9029-1 の 1A.1 による。

2. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS C 9029-1 の 2.1 によるほか、次による。ただし、2.21 は、この規格による。

2.21 通常負荷 入力 (W) が定格入力に等しくなるように、スピンドルにトルクをかけて工具を連続運転したときに得られる負荷。

備考 通常負荷は、定格電圧又は定格電圧範囲の上限に基づいている。

2.101 マイタベンチソー 回転するのこぎり刃で、アルミニウムなどの非鉄金属、木材又はこれに類する材料を切削するように意図した工具。これには、フェンスに押し付けて手で送る工作物を、支持及び位置